

【第15回市老連事業改革部報告】

市老連事業改革部

※ 令和3年 12/17(金) 役員会=9:00~10:00 理事会=10:00~ 選考委員会=11:30~

- 1) 連区事業報告 朝日連区=岩田理事(22連区報告終了) 事業改革部報告(1/28で終了)
- 2) 市高年福祉課 研修旅行補助金の使用について ※市高年福祉課主催 事前打ち合わせ主な意見
- 3) 令和4年度市高年福祉課との協議事項について 【令和4年4/1~活動】

- | | | |
|-------------------------|----------------------------|---------|
| ①補助金交付金増額要求=第3条 100円/人 | 現状=72円/人 | 28円UP |
| ②市高年福祉課提出書類の廃止及び簡素化 | 補助金交付要綱の見直し | |
| ③補助金交付要綱 第2条 補助金対象30人以上 | 補助金対象会員数の見直し 解散=8クラブ ▽250名 | |
| ④娯楽大会委託費増額要求 | 会員募集=会員数=20% | 非会員=80% |

市老連
2%

※娯楽委託費(98千円)=将棋 囲碁 高齢者演芸発表会 市老連負担(102千円) 計=208千円

※参加者非会員=80% 会員募集=案内チラシに明記 受付=入会申込み用紙準備

- 4) 令和4年度事業改革部活動について 【令和4年4/1~活動】

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ①会員募集活動の継続(会員減少の歯止め) | ※具体的活動計画作成 |
| ②市老連協力店募集活動 | ※P/T発足 12月~活動スタート |
| ③魅力ある事業の検討(新規事業) | ※事業改革部 体育部 女性部で検討する。 |

※参考資料=令和元年度事業の参加人員及び経費について

- | | |
|-------------------------------|---------------------------|
| 6月=グラウンド・ゴルフ大会 120名(85千円) | 11月=理事 女性代表研修会 35名(200千円) |
| 囲碁大会 80名(60千円) 将棋大会 40名(20千円) | 2月=高齢者演芸発表会 150名(128千円) |
| 11月=三世代交流スポーツ大会 180名(80千円) | 3月=市長感謝状贈呈式 130名(145千円) |

- 5) 令和4年度市老連会長選出について ※ゲートボール大会 令和2年~事業中止する。

市老連規約 第7条(1項)に基づき 【令和4年度会長選出の為「選考委員会を設置する。」】

日時 令和4年 12/17(金) 11:30~	理事会終了後開催
理事の中から候補者(令和4年4/1~任期2年)を、選出する。	

選考委員会=副会長5名で、構成する。

※ 令和4年1/28(金) 理事会にて承認する。採決=拍手で承認する。

Q.清掃活動参加の**お礼として洗剤**を配っていますが、補助対象になりますか？

A.お礼としての洗剤は個人利益となるため、補助金から支出できません。ごみ袋や軍手など清掃活動で直接使用するもの、また活動中に必要な飲み物や、使い捨てカイロなどは補助金から支出できます。

Q.**敬老会**を開催して**記念品を配付**する予定ですが、補助対象になりますか？

A.補助対象になりません。会員の個人利益となる記念品を配付する際は、補助金以外の財源から支出してください。また、敬老会は会員の親睦のみを目的とした活動となるため、補助対象外の活動です。ただし、敬老会と一緒に、総会や講演会などの補助対象事業を実施する場合は、補助対象活動にかかった費用のみ補助金から支出できます。

研修旅行について

旅行費用は、食事代や交通費など複数の支出からなり、費用も高額になります。補助金使用の可否については下記の表をご参照の上、領収書を受領してください。また、研修旅行の参加人数が分かるようにしてください。

旅行代理店に各費用を一括して支払う場合は、できるかぎり領収書と併せて内訳がわかる**明細書**をもらってください。

旅行費用の内容	補助金の使用
茶菓子代・朝昼夕食代	1日1人当たり1,000円+消費税まで○ ※アルコール代は除く
公共交通機関代	○
バス借り上げ代	○
ガソリン代	○
駐車場代	○
高速道路代	○
旅行保険代	○
研修目的の入場料・入館料	○
レクリエーション目的の費用 (くだもの持り・ビンゴゲームなど)	×
添乗員の食事代、入場料	×
会員へのお土産代	×

令和3年12月3日

令和3年度 年度中間報告ご意見

年度中間報告について

- ①令和2年度の完了報告書及び領収書を完璧な状態で提出し、電話での確認や補助金の返還がなかったにもかかわらず、中間報告をさせられるのは納得がいかない。前年度問題があったクラブのみにしてはどうか。
- ②クラブ毎に時間を決めてほしい。高年福祉課への電話による予約制にしてはどうか。
- ③どういった領収書が良いか悪いかはもっと当初の段階で教えてほしい。

領収書について

- ①4月1日からの領収書だけでなく、3月分の領収書も翌年度の補助対象として認めてほしい。

(老人クラブの会計が2月末締め、4月1日から活動したい等の理由)

- ②葬儀代が補助対象にならないのは納得がいかない。
- ③会員へのお礼やプレゼントが補助対象にならないのは納得がいかない。
- ④車を出した人へのお礼や車両借用のお礼も認めるべきではないか。

活動について

- ①友愛訪問の慰問品300円は安すぎて、慰問品があまりにも貧しい。
- ②三世代交流は現在難しく、年齢条件の変更やシニアだけということにはできないか。

老人クラブについて

- ①老人クラブの参加者が減少している要因として、役員になりたくないことが挙げられる。市老連も連区老連も女性部会はいらないのではないか。やっている活動も女性しかできないものでもなく、男性部会もないし不満。
- ②現在の60代は若く、老人という名前が現状に合っていない。

書類について

- ①完了報告書(中間報告書)について、活動した月に○を記入するだけだと虚偽の報告ができてしまう。
- ②完了報告書(中間報告書)について、A3ではコピーしづらい。A4にするか、A3でも分けて印刷できるようA3用紙を折った際にまたがらないようにしてほしい。
- ③補助金事務マニュアルの領収書は江南市から一宮市にしてほしい。

補助金について

- ①すべてのクラブが補助金を申請する形ではなく、補助金を必要とするクラブが自主的に補助金を申請する形とすれば、返還や無理に使うということもなくなるのではないか。
- ②会員数が多いクラブと少ないクラブで補助金があまり変わらないのはどうかと思う。人数が少ないクラブは行う事業も減らすなどして、会員数が多いクラブの補助金は増やし、会員が少ないクラブの補助金は減らすべき。
- ③老人クラブの補助金はなぜ返還が必要なのか。
- ④育成費補助金は何も育成していない。